

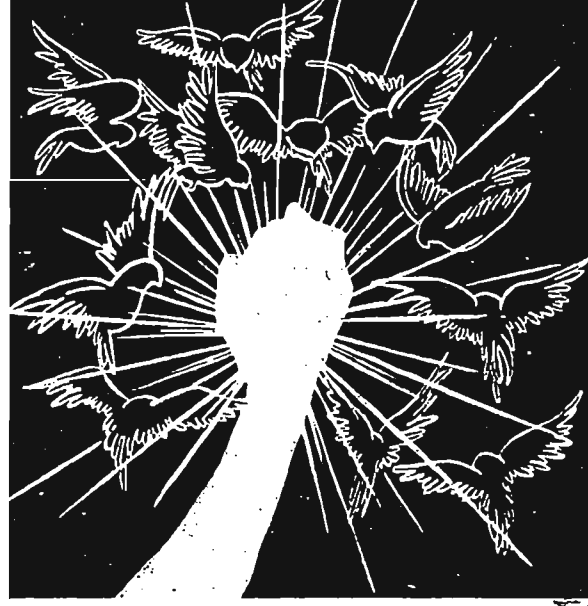
## あなたが決める 時代を決める

# 衆議院議員選挙

## 最高裁判所裁判官国民審査

投票日: 2月18日(日)  
投票時間: 午前7時~午後6時

あなたが選んで  
明るい未来!



### 投票できる方

①昭和45年2月19日以前に生まれ②平成元年11月2日までに豊島区に転入届を出され、平成2年2月2日現在、住民基本台帳に記載されている方

平成元年  
11月3日以降に  
転入された方

豊島区に平成元年11月3日以降に「転入届」を出された方は

東京都明るい選挙啓発ポスターコンクール「佳作」(豊島区「入選」)  
区立高田中学校3年 鈴木彩子

豊島区の選挙人名簿に登録されません。ただし従前の住所において選挙人名簿に登録されている場合は投票できますので、従前の住所地の選挙管理委員会に名簿登録の有無を確認してください。なお、豊島区以外に住所を移した方も、豊島区の選挙人名簿に登録されていれば豊島区で投票できますので、お早めに豊島区選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 投票の方法

●衆議院議員選挙  
候補者の氏名を記入してください。

●最高裁判所裁判官国民審査  
あらかじめ審査に付す裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その者の氏名の上の欄にXを書き、やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も書かないでください。

### 投票用紙の色

豊島区に平成元年11月3日以降に「転入届」を出された方は

### 選挙の知らせ(はがき)

「選挙のお知らせ」(はがき)は、2月14日ごろお手もとに届くよう郵送します。もし紛失した場合や何かの間違いで届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、直接投票所の調査係へ申し出てください。

### 政治活動用ポスター

選挙の公示日以降は、政治活動用ポスターを掲げることにはお断りします。公示日の前日までにすべて撤去しなければなりません。

### 区内転居者の投票所

以前から豊島区に住んでいて、かつ豊島区の選挙人名簿に登録されている方が、区内転居した場合の投票所は、次のとおりです。

◇1月24日までに区内転居届をされた方: 転居後の住所のある投票所  
◇1月25日以降、区内転居届をされた方: 転居前の住所のある投票所

### 選挙公報の配布

選挙公報は、2月9日ごろに朝日、毎日、読売、産経、東京、日本経済の各新聞の朝刊に折り込みをして、皆さんに各戸配布します。

### 公営ポスター

衆議院議員選挙ポスター掲示場を1投票所当たり7~8か所、区内全域で36か所設置しています。

### 掲示場

はつてあるポスターが破れたり、掲示板が壊れているのを見かけた方は、お手数ですが、選挙管理委員会に御連絡ください。

### こんな場合は

投票所の係員に遠慮なく申し出て下さい。

### 当日投票所へ行けない方は不在者投票の御利用を

不在者投票とは  
投票は、本人が投票日の当日、投票所へ行つてするものですが、次のような理由で投票所へ行けない方は、不在者投票ができます。棄権することなく、必ず投票しましょう。

- ①投票日に自分の投票区域外で仕事(出勤、出張、会議、研修など)に従事する方
- ②投票日に行き先を定めない用務で区域外に旅行中または滞在中の方(法事、帰省、保養、結婚式旅行など)
- ③投票日に疾病、出産などにより、歩行が著しく困難であると予想される方

なお、指定病院等(左表)に入院中の方は、投票日に投票所に行けない方は、病院等で不在者投票ができます。また、在宅の重度の身体障害者や戦傷病者で選挙管理委員会の発行する証明書等を所有する方は、在宅のまま不在者投票ができます。それ以外の方は一般の方と同様扱います。

詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

### 不在者投票の方法

選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ行って、直接その場で「不在者投票申請書兼請求書」を提出し、投票用紙の交付を受け、投票することができます。その際、印鑑をお持ちください。

し出て下さい。

◇代理投票  
体が不自由な方や字の書けない方は、本人が直接、投票所の係員に申し出て下さい。本人に代わって係員がお書きします。法律により絶対に秘密は守られますので、安心して申し出て下さい。

病名	所在地
京北病院	東池袋1の32の3
東池袋病院	西池袋2の36の18
久保田病院	西池袋3の19の3
一心病院	北大塚1の18の7
都立大塚病院	南大塚2の8の1
豊島中央病院	上池袋1の37の1
豊島中央病院	上池袋2の42の2
池袋病院	東池袋3の5の4
池袋大久保病院	西池袋1の43の5
平塚病院	西池袋3の2の15
長沙病院	池袋1の5の8
関野病院	池袋3の28の3
鬼子田病院	雑司が谷3の22の10
豊島昭和病院	南長崎5の17の3
豊本病院	長崎2の12の13
豊島病院	長崎2の16の15
豊島病院	豊明1の11の12
老人ホーム 誠活荘	池袋4の25の10
老人ホーム 山吹の里	高田3の37の1

衆議院議員選挙に向けて、明るい選挙の推進と投票日の周知や棄権防止の呼びかけをするため、明るい選挙推進協議会が池袋駅周辺など区内11か所で2月15日に街頭啓発活動を行います。御協力をお願いします。

### 街頭啓発活動に御協力ください



放送施設の近くにお住まいの皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、選挙の趣旨をご理解のうえ、御了承ください。お騒がせします。

### 投票の呼びかけ

①投票日の前日および当日の午前11時30分、午後3時30分、午後5時の3回、防災行政無線で呼びかけます。  
②投票日前日および投票日当日の午前8時から午後5時までの間、宣伝カーで区内を巡回し、投票を呼びかけます。  
放送施設の近くにお住まいの皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、選挙の趣旨をご理解のうえ、御了承ください。お騒がせします。

最近、各種選挙において投票率の低下が目立っています。その中でも、特に20歳代、30歳代の若い方々の投票率が著しく低くなっています。棄権することなく貴重な一票を生かしましょう。

### 新しく有権者になられた方へ

### 選挙公報は、次の施設に置いてあります

施設名	所在地	施設名	所在地
1. 豊島区役所	東池袋1の18の1	34. 目白厚生会館	目白1の7の11
2. 第一出張所	東池袋3の13の12	35. 心身障害者福祉センター	目白5の18の8
3. 第二出張所	東池袋2の55の6	36. 池袋産産園	池袋本町1の6の12
4. 第三出張所	池袋2の35の5	37. 高田児童館	高田3の38の7
5. 第四出張所	南池袋3の16の10	38. 老人福祉センター	南池袋3の5の12
6. 第五出張所	目白1の7の11	39. 駒込ことばの家	駒込2の2の4
7. 第六出張所	長崎2の27の18	40. 西巣鴨ことばの家	西巣鴨2の35の3
8. 第七出張所	南長崎4の29の10	41. 南大塚ことばの家	南大塚2の36の1
9. 第八出張所	長崎4の45の6	42. 池袋ことばの家	池袋2の24の17
10. 第九出張所	要町1の49の10	43. 池袋本町ことばの家	池袋本町3の9の4
11. 第十出張所	駒込4の12の3	44. 高田ことばの家	高田2の11の2
12. 第十一出張所	池袋本町1の12の5	45. 南長崎ことばの家	南長崎1の6の1
13. 第十二出張所	南大塚2の36の1	46. 南長崎第二ことばの家	南長崎6の20の15
14. 東池袋事務所	南大塚2の36の2	47. 要町ことばの家	要町3の7の10
15. 西池袋事務所	要町1の5の1	48. 高松ことばの家	高松2の25の9
16. 池袋図書館	東池袋1の39の2	49. 上池袋ことばの家	上池袋3の13の5
17. 南池袋図書館	長崎3の8の24	50. 山手図書館	駒込2の1の1
18. 中央図書館	東池袋5の39の18	51. 山手図書館	東池袋1の16の1
19. 駒込図書館	駒込2の2の2	52. 山手図書館	南大塚3の33の1
20. 東池袋図書館	東池袋3の8の2	53. 目白図書館	目白3の3の1
21. 池袋図書館	池袋3の29の10	54. 西池袋図書館	長崎1の1の22
22. 目白図書館	目白4の31の8	55. 西池袋図書館	長崎5の1の1
23. 千早図書館	千早2の44の2	56. 東池袋図書館	池袋本町1の36の6
24. 豊島区民センター	東池袋1の20の10	57. 東池袋図書館	池袋本町4の43の11
25. 池袋生活センター	北大塚1の15の10	58. 丸の内線南大塚駅	文京区大塚4の51の5
26. 勤労青少年センター	西池袋2の37の4	59. 池袋駅前池袋駅	東池袋4の4の4
27. 池袋駅	池袋2の35の5	60. 池袋駅前池袋駅	要町1の1の10
28. 駒込社会教育会館	駒込2の2の2	61. 池袋駅前池袋駅	要町3の10の7
29. 南大塚社会教育会館	南大塚2の36の1	62. 池袋駅前池袋駅	東池袋3の27の7
30. 千早社会教育会館	千早2の35の12	63. 池袋駅前池袋駅	西池袋3の25の13
31. 豊島区体育館	要町3の47の8	64. 池袋駅前池袋駅	西池袋5の10の14
32. 東池袋厚生会館	東池袋3の15の20	65. 池袋駅前池袋駅	西池袋2の30の20
33. 東池袋厚生会館	東池袋2の55の6	66. 池袋駅前池袋駅	東池袋1の18の1

### あなたの投票所はここです

投票所	投票区の区域	投票所	投票区の区域
1. 豊島区役所 (東池袋1の18の1)	東池袋1丁目・2丁目(34~63番)・3丁目(2~15番)	24. 池袋第三小学校 (西池袋3の14の3)	西池袋3丁目・5丁目
2. 豊島幼稚園 (上池袋2の35の22)	上池袋2丁目	25. 道和中学校 (西池袋4の7の1)	西池袋4丁目
3. 池袋第一小学校 (上池袋4の28の1)	上池袋3丁目・4丁目	26. 真利中学校 (目白5の24の12)	目白4丁目・5丁目
4. 豊成小学校 (上池袋1の18の24)	上池袋1丁目、北大塚3丁目	27. 富士見台小学校 (南長崎1の10の5)	南長崎1丁目・2丁目
5. 西巣鴨小学校 (西巣鴨1の27の1)	西巣鴨1丁目・2丁目	28. 長崎小学校 (長崎2の6の3)	長崎1丁目・2丁目・3丁目
6. 朝日中学校 (西巣鴨4の9の1)	西巣鴨3丁目・4丁目	29. 椎名町小学校 (南長崎4の30の5)	南長崎3丁目(10~42番)・4丁目(24~44番)・5丁目(11~33番)・6丁目(10~38番)
7. 朝日小学校 (東池袋5の33の1)	東池袋4丁目(27~44番)・5丁目	30. 長崎中学校 (南長崎4の13の22)	南長崎3丁目(1~9番)・4丁目(1~23番)・5丁目(1~10番)・6丁目(1~9番)
8. 駒込小学校 (駒込3の13の1)	駒込3丁目・6丁目・7丁目	31. 大成小学校 (長崎6の16の1)	長崎5丁目・6丁目、千早4丁目
9. 駒込児童館 (駒込2の2の4)	駒込1丁目・2丁目	32. 千早小学校 (千早3の33の5)	長崎4丁目、千早3丁目
10. 仰高小学校 (駒込5の1の19)	駒込4丁目・5丁目、東池袋1丁目(1~33番)・2丁目	33. 平和小学校 (千早2の39の3)	千早2丁目
11. 清和小学校 (東池袋3の14の1)	東池袋3丁目・4丁目(1~26番)	34. 要町小学校 (要町2の3の20)	千早1丁目、要町2丁目
12. 勤労青少年センター (北大塚1の15の10)	北大塚1丁目・2丁目	35. 千川小学校体育館 (要町3の54の16)	千川1丁目、千川1丁目・2丁目
13. 東池袋小学校 (南大塚1の24の10)	東池袋1丁目(34~49番)、南大塚1丁目	36. 高松小学校 (高松2の57の22)	高松2丁目・3丁目
14. 東池袋事務所 (南大塚2の36の2)	南大塚2丁目	37. 千川中学校 (高松1の9の21)	要町1丁目、高松1丁目、池袋3丁目(3~11~12~15~18番)
15. 西巣鴨中学校 (南大塚3の18の1)	東池袋2丁目(1~33番)、南大塚3丁目	38. 大明小学校 (池袋3の30の8)	池袋2丁目(1~75番) 池袋2丁目76番(1~5-13-14号) 池袋2丁目77番(1~4-12号) 池袋2丁目78番(1~5-11-12号) 池袋3丁目(1~2-4-10-13-14-19-71番) 池袋4丁目(1~3-12号)
16. 大塚台小学校 (東池袋4の40の1)	東池袋3丁目(1-16-23番)・4丁目・5丁目	39. 池袋第五小学校 (池袋4の23の8)	池袋1丁目 池袋2丁目76番(6~12号) 池袋2丁目77番(5~11号) 池袋2丁目78番(6~10号) 池袋4丁目1番(4~11号) 池袋4丁目2~36番
17. 日出小学校 (南池袋2の45の1)	南池袋2丁目・4丁目	40. 池袋第二小学校 (池袋本町1の43の1)	池袋本町1丁目・2丁目
18. 雑司が谷中学校 (南池袋3の18の12)	南池袋1丁目・3丁目、雑司が谷3丁目	41. 文成小学校 (池袋本町4の36の1)	池袋本町3丁目・4丁目
19. 高田小学校 (雑司が谷2の12の1)	雑司が谷1丁目・2丁目		
20. 高南小学校 (高田2の12の7)	高田1丁目・2丁目		
21. 高田中学校 (目白1の1の1)	目白1丁目、高田3丁目		
22. 目白小学校 (目白2の11の6)	目白2丁目・3丁目		
23. 勤労福祉会館 (西池袋2の37の4)	西池袋1丁目・2丁目		

### 区民の皆さんへお願い

開票日の区役所事務

2月19日(月)は、衆議院議員選挙の開票日にあたります。この日は、区役所職員の一部が開票事務に従事しますので、区民の皆さんに御迷惑をおかけする可能性があります。区役所に御用の方は、できるだけこの日を避けていただくよう、御協力をお願いします。

### 「寄附の禁止」「あいさつ広告の禁止」など、公職選挙法が改正されました

①候補者等(公職にある者も含まれます)の寄附の禁止が強化されました。候補者等が選挙区にある者に対して行う寄附は禁止されていましたが、それに加え原則として罰則(20万円以下の罰金)が設けられました。おこなってよい寄附としては、政党、政治団体または候補者等の親族への寄附、候補者等が行なう講習会等の集会での実費補償があります(本人が出席する結婚式の祝儀、葬式の香典は罰則がありません)。また、有権者が候補者等を威迫し寄附の勧誘、要求した場合、要求した者に1年以下の懲役若しくは禁錮または10万円以下の罰金が科せられることになりましたので、御注意ください。

②後援団体が行う寄附は特定の寄附を除き禁止されました。従前は一定期間を除き寄附が出来ましたが、今回の改正で特定の寄附を除きすべて禁止されました。「花輪」「香典」「祝儀」なども禁止に含まれます。また、特定の寄附でも一定期間は禁止されます。この違反も罰せられます。

③候補者等や後援団体の有料のあいさつ広告、いわゆる名刺広告はすべて禁止されました。違反すると罰せられます。

公職選挙法が昨年12月に改正され、今年の2月1日から施行されました。主な改正点は次の4点です。

また、候補者等や後援団体に対し威迫して広告を求めると、求めた者も罰せられますので御注意ください。

④候補者等の年賀や年中見舞などの時候のあいさつ状は禁止されました。以上が今回の改正の要点ですが、選挙管理委員会は、いままでも「贈らない、求めない、受け取らない」運動を行ってきました。これからも、有権者の方々に御理解と協力をお願いします。

